

総合福祉学研究科 発達支援学専攻修士課程 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

それぞれの分野における発達支援の自立した専門職従事者ないし研究・教育者として活動することのできる知識・技術と研究能力を修得し、所定の修士学位論文を執筆した者について修士学位〔修士（発達支援学）（長野大学）〕の授与を行なう。なお、修士学位論文の審査基準については別に定める。

1. 学位授与の基本方針

研究・教育者あるいは総合的、学際的な発達支援に従事する自立的な専門職従事者がそれぞれの専門的な活動を展開するにあたって必要とされる専門的（スペシフィック）かつ多領域横断的（ジェネラル）な知識・技術、そして研究の方法、修士学位論文を作成に必要な知識・技術、研究方法を修得し、発達支援の各領域における既存の研究に付け加える新しい知見が含まれている論文を提出すること。

2. 学位取得者の資質

発達支援の各領域について修士学位論文を作成するために必要な知識・技術を持ち、適切な研究課題の設定、関連する先行研究のレビュー、視点や枠組の設定、社会調査、事例研究法、研究手続きなどの研究方法を修得し、研究の成果を適切に体系化し、言語化する能力を持っていること。

3. 学位取得者の特性

発達支援の各領域の自立した専門職従事者や研究・教育者に期待される能力と倫理規範を修得し、利用者や学生の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけるとともに、同一職種の同僚を始めとして、関連する他の職種の専門職とチームで活動できる資質を修得していること。

4. 学位取得者の類型

児童相談所における発達支援の専門職、保育所などの子どもの発達支援の専門職、関連行政の担当者の育成者、大学・短期大学・専門学校の教員、研究機関の研究員